

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

第三号			指定番号
建築基準法第四十二条第一項第四号			指定に係る道路の種類
令和八年十月二十三日			指定の年月日
埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 七百七十から 埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 七百七十三―四まで	埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 六百九十一から 埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 八百八十二まで	埼玉県飯能市大字双柳字六道八 百十四―二から 埼玉県飯能市大字双柳字東原九 百九十七―三まで	指定に係る道路の位置
三十三・三	五十八・五	七十九・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇	六・〇	六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

第三号			指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号			指定に係る 道路の種類
令和八年十月二十三日			指定の年月日
埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百三十三―二から 埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百三十三―十四まで	埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百三十三―一から 埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百四十三―七まで	埼玉県飯能市大字新光一―一から 埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百三十一―二まで	指定に係る道路の位置
三十七・五	三十一・〇	百四十八・五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇	四・〇	四・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

第三号			指定番号
建築基準法第四十二条第一項第四号			指定に係る道路の種類
令和八年十月二十三日			指定の年月日
埼玉県飯能市大字新光七十六―一から埼玉県飯能市大字新光七十六―二十八まで	埼玉県飯能市大字新光五十一―四十一まで	埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百四十四―一から埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百四十四―一まで	指定に係る道路の位置
三・〇	百八・八	二十一・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
五・〇	六・〇	四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)